見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。

「期日までに

連絡しないと、法的 手段に訴える」と 書いてある。業者 には連絡していな いが、どうしたら よいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう!

ひとこと助言



- ●パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を 請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- ●「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- ●「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- ●支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。